

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
タンク車	<p>危険物、高圧ガス、食料品等の液状の物品（以下「液体等」という。）を専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 密閉されたタンク状の物品積載設備を有すること。 2 1の物品積載設備には、液体等を積み込むための適当な大きさの投入口を有し、かつ、液体等を排出するための適当な大きさの排出口を有すること。 3 排出するためのポンプ等を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 <p>ただし、自然落下方式により液体等を排出する構造又は液体等を排出するための動力を外部から供給を受ける構造のものにあっては、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、5号又は6号、第159条第2項第4号、5号又は6号若しくは第237条第2項第4号、5号又は6号参照 ・タンク状の物品積載設備に積載した物品を自らの燃料として使用するものその他当該自動車の運行に当たり使用するものは、タンク車として取り扱わないものとする。